

令和 7 年 7 月 2 5 日

第 7 回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第7回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地法第52条に基づく農地貸借情報の提供について

招集年月日	令和7年7月25日				招 集 場 所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時55分				閉会の日時	午後4時00分			
会 長	小 川 達 男				職 務 代 理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次郎	○							
				加須市農業委員会事務局					
				局 長 野 崎 修 司					
				次 長 前 島 勝 己					
				主 幹 渡 辺 昌 也					
				主 幹 野 崎 浩 次					
				主 査 大 熊 健太郎					
				主 任 福 地 英 昌					

開会 午後 1時55分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、これより令和7年第7回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中、またこのような猛暑の中ご出席いただきまして、深く感謝申し上げます。

それでは、今日も議案が相当多いんですけれども、これより令和7年第7回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

まず一言、暑いですね。そういう言葉がここ連日マスコミ、日本全国に日々を与えておりますけれども、昨年にも増しましてこういう状態が続いております。そういう中、我々が回りにありますあらゆる動植物、そして私自身の体も相当ストレスがたまっているように感じております。皆さんもそうではないかというふうに思っております。

この暑さも、まだまだこれから続きます。そういう中、あらゆる対策を講じまして、この時期を乗り切ってもらえればというふうに考えております。

さて、本日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、進行できればというふうに思っております。ご協力よろしくお願いしたいと思います。

簡単でありますけれども、私の挨拶といたします。よろしくお願いします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、本日の総会には、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。



○局長（野崎修司君） それで、議事に入ります前に、事務局よりご連絡と本日の資料の訂正でございますのでご説明をさせていただきます。

○事務局（前島勝己君） 失礼します。

訂正が、6点ほどございます。

まず、議案書9ページ、5条の11番の不動岡地区の案件ですが、右から4ます目、権利の内容の欄に「使用賃借権」とありますが、これを「使用貸借権」に、「賃」ではなく「貸す」に訂正お願いしたいと思います。

それから、同じページの13番、田ヶ谷地区の案件ですが、まず右から4ます目の権利の内容の欄が「使用賃借権」となっておりますので、「賃借権」に訂正をお願いします。それと、その右側の申請の事由欄の、下から5行目に「自己用住宅」と書かれておりますが、これを「農家住宅」、さらにその右側の「自己用住宅（敷地拡張）」とありますが、これも「農家住宅」にそれぞれ訂正をお願いします。

それから、議案書10ページをご覧になっていただきたいと思います。

15番の高柳地区、これも「使用賃借権」となっておりますので「使用貸借権」に訂正をお願いします。

さらに、同じページの18番東地区にも「使用賃借権」とありますが、こちらも「使用貸借権」に訂正をお願いします。

訂正については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願いいたします。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

1 番、高 橋 雅 一 委員及び

2 番、久 保 文 夫 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、3 件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの2番、樋遣川地区の案件、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書7ページの7番、樋遣川地区の案件及び議案書12ページの22番、豊野地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は高齢により農業を行わないため、譲渡人は農業経営の規模拡大のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

去る7月12日の土曜日に、田村推進委員さんが体調不良のため、一人で現地を確認し、譲渡人の さん宅を訪問し、本人に面談をいたしました。

本件農地は葛西用水、土手下の田んぼでありまして、草刈りはしてありましたが、以前から未耕作になっている土地でございました。

まず、 さんにつきましては、 しまして、農業を一人で今までやってきましたけれども、年を取ってしまいまして、大変農家作業が苦しくなってきたということで、どうにか土地の整理をしていきたいという考えを持っておりました。

そういうところを現地の周辺を さんが耕作しておる土地が多々ございましたものから、 さんに声をおかけしたら、土地とすれば地形も悪いし、ふかふかでありまして、大変耕作しにくい土地ですけれども、どうせ機械がいるならうちで引き受けてもいいよという返事が得られたということで、本案件になりました。

さんも事務局がおっしゃるように、条件としては申し分ないところでございます。また、 の さんにおいでいただきまして、説明をお伺いしたところ、 さんのおっしゃるとおりでございましたので、双方納得の上の取引だということが確認できましたものですから、承諾するような形でお話をまいりました。

農地法に鑑み、何ら問題なしと判断してまいりました。委員の皆様のご審議よろしく願います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3 番の騎西・鴻荃深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 3 ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況、経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15 番（小坂 実君） 15 番、小坂です。

7 月 16 日に、推進委員の泉津井さんと譲受人の さんは の さんということで、今回は の自宅に伺っていろいろと話を聞いてまいりました。

書類によりますと、譲渡人の さんは相続でこの土地を取得したということでもあります。さんも 市のほうに住んでいて耕作等はできないということで、今回この土地を譲りたいということでした。

その後、現地を確認しましたところ、この土地も草刈りはしてあって管理してあるんだけど、まだ作付けはしてありません。これから作付するということでした。

許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3 番の騎西・鴻荃地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

7月14日の日に、推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。

譲受人は、先月にこの左の土地を購入していきまして、そのときに今回の土地も買いますので、来月あたり上がりますよという話を受けましたので、 さんには立会いはあえて頼みませんでした。

現地はきれいに耕うんされていきまして、 さんの話だとサツマイモを作るのに適しているのので、どうしても取得したいということでございました。

後に譲渡人の さんを訪問してお話聞いたところ、 さんは自宅からちょっと遠い畑なので、従来から何も作ってなかったらしいんですね。管理のほうはほかの方に任せておいて、以前はかなり草が生えていたという話でございます。

何も問題なく判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

4の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

7月17日に、荒井推進委員さんと現地を確認し、譲受人の さんから話を聞きました。

現地圃場は、水稻が作付されていまして。この圃場は さんの の代から借り受けて耕作しており、譲渡人の さんは現在施設に入所しており、代理人からぜひ譲渡したいとの話でした。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の北川辺地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 6 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業の規模拡大のため、譲渡人は譲受人のほうが効率的に耕作できるためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（高橋雅一君） 1 番、高橋です。

7 月 1 7 日に、現場確認をし、譲受人の 推進委員さんから話を聞きました。

現地圃場は、きれいに整地されていまして。現地圃場は さんの自宅脇にあり、以前から さんが管理していて、これからも さんが管理していくということで譲渡人のさんとの話がまとまったそうです。

譲渡人の さん宅に行かしていただいて話を聞いたところ、 さんにお任せすることでした。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6 番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

6 番の北川辺地区の審議が終了しましたので、退席している 推進委員の入室をお願いします。

（ 推進委員 入室）

○会長（小川達男君） 次に、7番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページから10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作については、特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

7月17日、田村推進委員と譲渡人の さん、譲受人の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

現地は、水稻が稲作されておりまして、きれいに管理をされておりました。11筆中3筆が畑になっておりますけれども、数十年前から田んぼとして使用をされておりました。

譲渡人の さんですけれども、現在 と ということ、高齢になったため手放したいということでした。以前より耕作をお願いしておりました さんに相談をしたところ、さんはこれからも さんたちと一緒に耕作を続けるということでお話がまとまりました。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番及び9番の元和地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 1 ページをご覧ください。

3 条の 8 番と 3 条の 9 番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は両案件とも経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13 番（中島利雄君） 13 番、中島です。

7 月 23 日に、落合さんと 2 人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の さん夫婦にお会いし、いろいろお話を伺っていました。

現地は野菜や栗の木、プラム、梅などいろいろなものが栽培されておりました。大変きれいに管理されておりました。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、8 番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9 番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

7月14日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は、間もなく出穂が始まりそうな田んぼでした。

譲受人、 さんに聞きますと、隣接地を耕作しており、規模の拡大を考えていました。譲渡人は高齢で規模の縮小、処分を考えており、話し合う中で合意を得たことから今回の申請になったとのことでした。

また、今後は毎年面的な耕作ができること、それから農機具の運転が容易になることと さんは話しておられました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第２号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の２件を議題といたします。

初めに、１番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図１３ページ及び土地利用計画図の４－１をご覧ください。

本案件は、長屋住宅（３棟１２戸）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１２番（松本 昇君） １２番、松本昇です。

７月１３日、地区担当委員の榎本勝雄さんと２人で、現地で申請者の様から話を伺ってまいりました。

現地はやや雑草が生えている状態の畑で、以前は陸田として水稻栽培を、近年は大規模農家に貸して小麦を栽培していました。

申請地の東側は申請者の住宅があり、南側には申請者が管理している陸田と、近年造成した建売住宅があります。北側には既存住宅や集会所があるほか、申請者が約三、四年前に建設した長屋住宅があり、宅地化が急速に進んでおり、申請の事由に相違はありませんでした。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準を満たしているものと思われますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図 1 4 ページ及び公図の写し 4-2 をご覧ください。

本案件は、進入路部分の道路用地が狭いため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、進入路の幅員が狭いため、道路用地として拡幅することから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11 番(関 弘明君) 11 番の関です。

7 月 18 日火曜日に、推進委員の清水さんと増田さんの 3 人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の代理人であります さんに対応していただきました。

今回の申請は、進入路を転用目的とした 4 条申請となっております。

位置図を見ていただきたいのですが、今回の申請地は の から水路を渡った先のが申請地となっております。

ご案内のとおり、4 条申請でありますので、通常は自分が所有する農地を自分が使用するために転用するというのが 4 条申請であります。しかし、今回の申請人である土地所有者のさんの住所は の西側でございまして、今回の申請地とは離れており、進入路として使用することはあまりないと思われます。

こういったことから、なぜ 4 条申請で行うのかを伺ったところ、申請人も進入路として使用することもあります、ほとんどの多くは申請地の先にある住宅の住民が使用することになるとのことでした。

したがって、使用する方が複数おり、不特定多数であることから 5 条申請でなく 4 条で行

うとのことでした。貸し駐車場として複数の人が利用する場合は4条申請で行うことから、同様の扱いになるものと理解しました。

なお、貸し駐車場の場合は、転用目的の実現性を担保する意味合いで利用予定者名簿を添付する必要があると聞いております。

今回の進入路を主に使用する方の名簿が添付されているのかを確認したところ、後日事務局に提出する予定であるとの返事がありました。

昨日、事務局に確認したところ、5世帯の使用予定者名簿が提出されたとのことでした。

現地の状況ですが、既に一部進入路として使われている部分もあるようでしたが、砂利等が入っておらず、問題はないと思いました。進入路は狭く、拡張する必要があること、農地に隣接しておらず、被害を及ぼすことがないことから、やむを得ないと思い、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

1番の大桑地区の案件及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定により許可申請について」の3番の大桑地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

当該計画変更申請の番号1番及び5条の3番につきましては、譲受人、譲渡人ともに同一

で、事業計画等関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図 1 5 ページ及び計画変更後土地利用計画図をご覧ください。

本案件は、平成 1 5 年 2 月 2 8 日付合宿所敷として許可となりましたが、建築基準法改正などにより建築の延期をしていたところ、少子化をはじめとする事業計画の見直しもあり、当初の合宿所の建設が困難となり、計画変更するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、平成 1 5 年 2 月 2 8 日に合宿所敷として許可を取得した案件となりますが、建設基準法改正などにより建築の延期をしていたところ、少子化をはじめとする事業計画の見直しもあり、当初の合宿所の建設が困難となり、計画の変更をするもので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

7 月 1 4 日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人 の さん、譲受人、 さん、譲渡人、 の さん並びに の さんの 7 人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は の東側にあり、 駅から の に至る 手前で、 の左岸にあり、草は生えておりましたが、2, 1 5 4 平米の田の周囲をフェンスで囲い、管理状態は良好でした。

2 0 年ほど前に の合宿所の建設を計画して農地法の許可を得ていましたが、その後、少子化をはじめとする事業計画の見直しがあり、今回の計画変更申請となったものであります。

この地に改めて合宿所を継続することではなく、5 区画の分譲を計画し、住宅を建設するものです。周辺は住宅が立ち並び、遊休農地が少なく、他の住宅や営農に与える影響はないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

許可については特段問題ないというふうに考えておりますが、申請に至る経緯について質問させていただきたいと思います。

5条の許可後の計画変更ということで、もともとこの が合宿所を建築するという意味合いで許可を取ったが、その後、建築条件付売買予定地というふうに今回変更するというような申請のように感じたんですけれども、ちょっと違和感があったのが、 が農地を持っていて、それを売買することなんですけれども、学校法人ですので基本的に農地は持てないというふうに考えるんですが、あと特別な理由というふうなところで、授業の一環で体験農園的なもので農地を借り受れたり、取得することは可能なのかなと思うんですけれども、調べましたら、 というのは中学校から大学までを運営されているようなんですね。通常体験農園等で使用するというのは、小学校がほとんどで、今回の申請地については、多分の近くだということなんで、 がそういった意味合いで農業を体験するために許可を取得したものなのかどうなのか、当時3条で許可を受けているんだと思うんですけれども、そのときに多分審議があって許可になったんだと思うんですけれども、当時のその許可の内容とか、そういったものがもし分かれば教えていただきたいということと、それから議案第3号で変更申請ということで、改めて議案第4号のほうで同じ土地を5条で申請が出ているような形になっているんですけれども、たしか今年になって同じように許可後の変更申請というのがあって、私の記憶ですと、そのときはこの変更申請だけで5条申請のほうは出ていなかったような記憶があるんですけれども、同じ土地に対して2つ許可の処分を出すような形になると思うんですけれども、あえてこの2つ、5条のほうでも申請をして許可を出す意味合いというのがちょっとよく分からなかったもので、その辺についても教えていただければと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局でございます。

ちょっと説明が足らなくて申し訳ございませんでした。

ただいまのご質問なんですけど、まず、こちら議案書のほうには確かに出ていないんですが、もともと許可を取得していたのは さん、5条で合宿所として許可をしていたのが さんになりますので、今回の、先ほどご説明させてもらったいろいろな経緯があり、今回、合宿所としての計画を断念して、計画変更という形になっております。

もう一つは、前回の恐らく 地区の のお話かと思うんですけれども、計画変更です

ね、あちらについては、事業者が要は変わらないということで計画変更だけで、所有権移転はともなわないということで、こちらの5条の計画変更だけだったんですが、今回、所有者が変わるところもあるので、5条の計画変更プラス5条申請を提出していただいたような状況でございます。

○11番（関 弘明君） すみません、11番の関です。

ちょっとよく申し訳なかったです。聞き取りづらかったんであれなんですけれども、4条で が合宿所を作るということでやったわけでないということでよろしいわけですね。

○事務局（渡辺昌也君） 5条です。

○11番（関 弘明君） 5条で さんが合宿所を作るという申請になったわけですか。

○事務局（前島勝己君） が当時、合宿所として申請を行ったのですが、今回、 事業計画の変更をして申請をしております。 が最初に許可を取ったときに、登記を行いました。が、現状は農地のままです。で、今回、田ということで申請が出されております。

最初に、合宿所で許可を取ってから、今に至るまで管理だけで、農業は行っていない状況でしたが、今回、建築条件付売買予定地の予定が立ち、許可後の計画変更という形で申請が出されました。

○11番（関 弘明君） あ、すみません、私勘違いしてしまして、では、合宿所を造るということで農地を取得したというのが、その経過ということでよろしいわけですね。

○事務局（前島勝己君） はい。

○11番（関 弘明君） 分かりました。ちょっと私、全然勘違いで申し訳ないです。

○会長（小川達男君） ほかにありますか、

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の大桑地区について原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、平面図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

7月15日に、推進委員の梅田さんと野本さん及び の さんの4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、大桑の の で、 に近く、太陽光発電施設が立ち並ぶエリアにありますが、そのエリアの南側に位置する遊休農地の一角で、雑草が繁茂しておりますが、譲渡人は管理できないとのことでした。

これらのことで周辺は遊休農地がほとんどのため、地域の営農に影響はないものと思われます。

本県の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 7 ページ及び配置図 5－2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

7 月 1 5 日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人で の さん及び譲受人のさん、譲渡人の さん並びに関係する のお二人の計 8 人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、県道 線沿いの南側にあり、高速道路の側道の並びに位置しております。周辺は新興住宅が数多く存在し、7 8 7 平米の田で雑草が繁茂している環境でした。

譲渡人の さんによると、毎年雑草刈りをしています。今年は 2 回ほど刈り込みをしましたが、大人の胸ぐらいに伸びてしまいまして、これからは管理できないとのことでした。

譲受人である さんは、 を仲介して自己用住宅を建設するものです。これらのことで、周辺の住宅や他の遊休農地に影響はないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図18ページ、配置図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(久保文夫君) 2番、久保です。

7月14日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人で の さんの4人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、 地区で、既存集落の合間に新興住宅が隣接している地区で、北側は が流れ、その向こう岸は です。ここでは新しい集落が加わったのどかな農村風景となっております。この一角に譲渡人 さんの住宅や広い宅地等があり、そこに譲受人 さんの自己用住宅を建設するものですが、そこまでの進入路を確保するため、今回の許可申請をしたものです。

これらのことで周辺の住宅や農地及び遊休農地等に影響はないものと思われま

す。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長(野崎修司君) 審議の途中でございますけれども、休憩を取りたいと思います。

再開につきましては3時10分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分



◎開議の宣告

○局長(野崎修司君) それでは、これより議事を再開いたします。



○会長(小川達男君) それでは、始めたいと思います。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) すみません、説明の前に大変申し訳ないんですが、やはり5条の5番についての経緯の内容のところですね、「使用貸借権」となっているんですが、こちらにつきましても「使用貸借権」の誤りということで、大変申し訳ございませんでした。修正のほうお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

位置図19ページ、配置図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(20年)により土地を借り受け、農家住宅の進入路とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、建築基準法の要件を満たすために敷地を拡張するものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

7月18日の金曜日に、田村推進委員さんが のため一人で現地を確認後、現地への 氏を呼び出しまして、説明を聞きました。

現地は奥の宅地まで続く旧1.5メートル道路でございまして、その回りは農地でございます。該当地は現在そばをつくっておりまして、 が管理をしております。

まず、本件は、北篠崎地域は さんが土地改良を行って、その後、 さんが作付をするという形で土地改良がどんどん進んでいる最中でございまして、私の記憶によると、三、四年前に当該土地を の社長が購入するという案件がありまして、事務局の人と私と社長で購入できないぞという説得したような記憶がある土地でございます。そのときに宅地の部分は宅地ですので農業委員会とは関係ございませんでしたけれども、農地の部分については さんに諦めてもらって、 さんの法人のほうで購入したという経緯がございました。

それで奥の宅地につきましては、 さんの社長が個人的に購入したものですけれども、社長に面談を希望しましたら、現在 社長には面談できなくて、社員が対応することになりました。

社員の説明によりますと、現在、1.5メートルのところを4メートル拡幅して5.5メートルにして中の宅地のほうに入って、社長個人の農家住宅への活動を広く拡幅するという案件でございます。

何ら問題ないと判断してまいりました。よろしくご審議お願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「いいですか」と言う人あり）

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 確認なんですが、これは農家住宅は さんが住むんで買ったんです

か。

小川さん、どうなんですか。

○7番（小川達夫君）　そうです。

○5番（嶋村　淨君）　うちの親戚、　　にいまして。

○7番（小川達夫君）　　さんがおりますよね。

○11番5番（嶋村　淨君）　よく知っているんですね。その裏が　　の作業所なんですね。

いろいろほこりとか、何だらかんたらでいろいろ、最近よくなったのかな。回りにこっちに移るんであれば、その親戚のほうが少しやわらかくなるのかなという感じがしたんですけども、ちょっと質問しただけなんですけれども。

○7番（小川達夫君）　分散をするようです。

○5番（嶋村　淨君）　分散するんですか。では、多少よくなる。

○7番（小川達夫君）　多少よくなると思います。

○5番（嶋村　淨君）　ありがとうございました。どうもすみません。

以上です。

○会長（小川達男君）　ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図20ページ及び配置図5－6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

7月14日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人、 の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

譲受人、 は、日当たりがよく休耕地であることから計画したとのことでした。

また、譲渡人の さん、 さんとも高齢で、これから先農地の維持管理が難しいことから、 さんに売却したいとのことでした。

現地を確認したところ、ある程度管理されている休耕地でした。管理体制は年二、三回の除草作業を行い、周囲はフェンスで囲い、事業名、連絡先を明示しておくとのことでした。

このようなことから、本件申請は状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番、9番及び10番の樋遣川地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ、23ページ、24ページ、配置図5-8、5-9、5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、全て第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

7月14日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

先ほどと同じ、譲受人、 の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

譲受人、 は、日当たりがよく休耕地であることから計画したとのことでした。

譲渡人の さんは高齢で農地の維持管理ができないことから、 に売却したいとのことでした。

まず3件ありますが、その1件目、8番の案件ですが、現地は出入口が狭く農業機械が入れないような状態で、何年も耕作しておらず雑木林になっていました。そういうような状況でした。

9番ですが、これは数年前までの稲の作付があったような農地でしたが、今は耕作されておらず草が覆い始めていました。一部防風林もあり、耕作条件はあまりよいとは言えないような土地でした。

次、10番ですが、10番の案件はこれも何年も耕作されておらず、L字型の土地で雑木林になっていました。

そういった状況の中で、これを伐採することによって環境の改善にもつながり、耕作放棄地を未然に防ぐことになると思います。

そして管理体制ですが、年二、三回の除草作業を行い、周囲はフェンスで囲い、事業名、連絡先を明示しておくとのことでした。

このようなことから、本件申請は状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、8番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の樋遣川地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の不動岡地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

7月12日の土曜日に、増田推進委員さんと現地を確認後、さん宅に訪問し、さんに面談をまいりました。

本件土地は、さんが実家から頂戴をした土地でありまして、現在のさんが住んでいるところを宅地にして、半分をそのまま農地として活用しておったところでございます。

本件の請け人、さん、それから譲渡人のさんは親子関係でありまして、さんはに勤めておりまして、現在はアパート住まいになっておりまして、いずれはさんが跡を継いで現在の農地のところに家を建てるということで計画をしておりましたので、既に昨年中に除外申請は済ませてありました。

そういうことを考えまして、既に計画されたことを計画どおり進めていたということでございますので、何ら問題はないと判断してまいりました。委員の皆様には真摯にご討議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

本案件は、自己用住宅の建築に伴う5条許可申請ですが、4月と6月の総会の議案で今回の申請地に隣接する案件がございました。そのときも自己用住宅の建築を目的とした5条申請でした。

代理人も今回と同じ　　さんで、4月は推進委員の清水さんと増田さんと現地確認と聞き取りを行いました。6月は、代理人の　　さんから電話による聞き取りを行ったところですが、今回も前回同様、　　さんから私が電話による聞き取りを7月24日に行いました。

なお、現地については、7月18日に私一人で行ったところです。

現地の状況ですが、畑としてきれいに管理されておりました。

転用目的は、自己用住宅の建築でございます。代理人の　　さんによりますと、譲受人のさんは現在　　のアパートに　　で住んでおりますが、手狭になってきたとの理由により、新居を建築すべく土地を探していたところですが、今回の申請地が子育てしやすい環境であることから、今回の申請地を購入することにしたそうです。

今回の申請地に隣接する土地には、先ほど説明したとおり、新築の住宅建築に伴って現在造成が行われている状況であり、農地への被害等もないことから、今回の申請については、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

12番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（30年）より土地を借り受け、農家住宅（敷地拡張）及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとことであり、農家住宅の建て替えに伴い、建築基準法に適合させるため申請するものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関　弘明君）　11番の関です。

7月18日金曜日に、推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりま

した。

案内と聞き取りは、本申請の代理人であります　さんと、今回の申請の借受人であるさんに対応をしていただきました。

今回の申請は、農家住宅の敷地拡充と道路後退用地を転用目的とした5条申請となっております。

借受人の　さんによりますと、今回の申請地は、　さんの　の代から所有者であるさんから借り受け、自宅の進入路として使用していたとのことでした。

今回、農家住宅の建て替えを計画したところ、この進入路部分が農地であることが判明したとのことでした。今回、顛末書を添付し、違法状態から適法にすべく申請を行うとのことでした。

現地の状況ですが、先ほど説明したとおり、砂利敷の進入路となっております。何十年と進入路として使用してきたこと、周辺農地に被害を及ぼすことはないこと、そして議案書に記されているとおり、建築基準法に適合するための申請ということで、許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

13番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図28ページ、土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、診療所を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得な

いものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

7月14日の日に、推進委員の金子さん、 の さん立会いをいただきまして、現地確認をいたしました。

現地はきれいに雑草も刈り込んでありまして、この案件は、先月この上の部分ですね、3棟建てるという形で申請がありました。その残りの部分が今回の案件でございます。

譲渡人の さんは専業農家なんですけれども、回りが住宅や建物でとてもできないという形で、別のところに農業をやるそうです。移設というんですか、このところには ですね、 さんが土地を買って開業すると、そういうことです。

脇の道は で、このまま上に行けば の駅まで15分ぐらいかな、位置的にはかなりいいところですね。近隣ももう家がかかり建て込んでいまして、 としては最高の場所じゃないかと思います。

いろいろな状況判断してやむを得ないかなと思いました。よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

14番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農

地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく7月14日の日に、推進委員の金子さん、それから譲渡人の さん、 のさんに立会いただきまして、現地確認をいたしました。

現地はきれいに雑草が除去されていまして、よく管理されていまして。

譲渡人の さんと さんは、 さんは さんで、 さんは大きな屋敷でありまして、その一角に家を建てるという案件でございます。 さんの回りの畑も全部 さんのところでありまして、 さん、農家はもうやっていないで、別の方に全部耕作とか管理をお願いされているそうです。とにかく屋敷が広いものですから、雑草の管理と木の管理で大変だとおっしゃっていました。

何ら問題なく判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

15番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び平面図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅（敷地拡張）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、線引き以前より宅地の一部として使用してきており、相続等で

改めて確認したところ、農地であることが判明したため申請するものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

7月16日に、荒井推進委員さんと現場確認をし、 さんに話を聞きました。現地は一部雑草が伸びている状態でした。

申請地は、以前から宅地の一部として使われていました。 さんは結構前に相続していたんですけども、この土地を何とかしたいと思っていましたが、今回、譲渡人の さんとの話がまとまり、申請に至ったそうです。

後日、 さんからも話を聞いたところ、 さんから売買の話があり、承諾をしたとのことです。

この案件は、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

16番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

7月17日に、荒井推進委員さんと現場確認し、 の下請会社の株式 の さんから説明を聞きました。

現地圃場は、稲が作付されていました。 、 さんの説明では、稲刈り後に施工を始めて、碎石等30センチほどかさ上げをして太陽パネルを設置し、回りには高さ120センチのフェンスを立て、連絡先等の看板を設置するそうです。

施工後は年三、四回の除草作業等の環境整備を行うとのことでした。

7月16日に、譲渡人の さんから話を聞きました。 さんは、農業は規模縮小を考えており、今回、 さんから太陽光発電の提案があり、譲渡することになったそうです。近隣住民はポスティングにて状況説明しているとのことでした。

致し方ないことだと思い、判断しました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお知らせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

17番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び現況平面・断面図、計画平面・断面図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

7月18日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認を行ってまいりました。

現地で、譲渡人の株式会社 の さんと譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

以前にこの手前のところを農地改良したんでございますが、奥のほうが低いところが残っておりまして、そこを今回水はけをよくするため、農地改良をするとのことでした。

それで何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

18番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ及びレイアウト図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

7月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。

現地で譲渡人の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

それで気になったことがあったので、23日に　　さんに電話をしてお聞きし、南側に高い木が二、三本あるのでどうするんですかとお聞きしましたところ、木は切るとのことでした。それでないと太陽光の太陽が当たらないので、どうしようかと思って電話したんです。それでよく聞いたところ、木を切るとのことでしたので、何ら問題なしと判断してまいりました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

19番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番及び21番の豊野地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

本条の20番と21番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括してご説明いたします。

位置図34ページ、35ページ及び配置図をご覧ください。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、倉庫を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君）　6番、金子です。

7月14日に、推進委員の坂田さんとともに、　　の代理の　　さんから聞き取り調査、

現地調査を実施いたしました。

現地は北側に が通っており、近隣には工場、倉庫が建ち並ぶ地域で、耕作はしていませんが、管理されている農地でした。 さんによりますと、譲受人は事業の拡大に伴い、用地を探していたところのことでした。

譲渡人はそれぞれ高齢で耕作できないため、規模の縮小、処分を考えていたとのことでした。

また、西側に農地が接しておりますが、フェンスを施工されるということですので、今後の耕作に支障はないように見えました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断したところです。

20番と21番の違いは譲渡人の意向で、この図で34ページの図で5条-21の北側にさんという方がおりますが、そちらの方が自分の土地の目の前ということで、その部分の一角は自分で所有権を維持したいという意思で、このような賃借という形を取ったということでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、20番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、21番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

— ◇ —

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第 5 号「令和 7 年（7 月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第 5 号をご参照ください。

令和 7 年（7 月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第 5 号「令和 7 年（7 月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第 1 号から第 5 号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の 13 ページからをご参照ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について 13 件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、18ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、19ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について6件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、20ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について49件で、内容は資料のとおりです。

報告第5号、23ページをご参照ください。「農地法第52条に基づく農地の貸借権の情報の提供について」でございますが、農地貸借情報につきまして一覧表のとおりです。

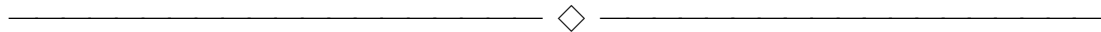
以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長、議事進行ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第7回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年7月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 高 橋 雅 一

署名委員 久 保 文 夫